

特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等（告示事項） 改正の概要

1. 背景

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）は、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物として政令で指定し、その飼養等を原則として禁止している（法第 4 条）。

ただし、例外として、法第 5 条第 1 項の主務大臣の許可を受けた場合には、特定外来生物の飼養等を行うことができることとしており、当該許可の要件として、特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有すること等の基準が設けられている（法第 5 条第 3 項から第 5 項まで）。その詳細については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）に定めるほか、同規則第 5 条第 2 項、第 7 条及び第 8 条の規定に基づき主務大臣が定める次に掲げる告示において当該基準に係る細目を定めている。

環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成 17 年環境省告示第 42 号。以下「環境省告示」という。）
環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成 17 年農林水産省・環境省告示第 4 号。）

今般、ブランタ・カナデンスィス（カナダガン）が特定外来生物に指定されることに伴い、環境省告示について、これらの特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定めるための改正を行う。

2. 改正の内容

ブランタ・カナデンスィス（カナダガン）に係る特定飼養等施設の基準の細目等を、当該生物の特徴等の実態を踏まえ、既指定のガビチョウ等と同等のものとする。

ただし、特定飼養等施設については、おり型施設等又は移動用施設とするが、指定時において現にブランタ・カナデンスィス（カナダガン）を展示目的で飼養等している施設（動物園など）であって、以下の要件を満たす場合にあっては、指定から 5 年間に限り、擁壁式施設等を認めることとし、附則に規定する。
・飼養等を開始する際には、飛行を確実に不能とする骨からの断翼による逸

出防止措置を講じていることを証する獣医師が発行した証明書を添付し、
個体の識別措置にかかる情報とあわせて環境大臣に届け出ること

- ・許可に係る特定外来生物の繁殖等の状況を確認するため、巡視等の監視体制を整備し、当該特定外来生物が産卵している場合には卵の排除等の繁殖防止措置をとること。

また、識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法については、個体へのマイクロチップの埋込み又は個体の脚部への鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）様式第 5 の 2 に規定する規格に準じる脚環の装着を行い、その旨を証する書類等を届出書に添付し、飼養等を開始したときから 30 日以内に環境大臣に提出することとする。ただし、幼齢な個体等の場合についてはその他の識別措置を求めることとする。